

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 22 日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第25号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年佐賀県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（部分休業をすることができる非常勤職員） 第11条の2 条例第21条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、第2条の2各号に掲げる<u>非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u> （部分休業の承認の<u>請求手続</u>） 第12条 部分休業の承認の請求は、<u>部分休業承認請求書（様式第5号）</u>により行うものとする。 2 職員は、<u>部分休業承認請求書</u>に記載すべき事項を電子計算組織に登録し、当該電子計算組織を利用して部分休業の承認の<u>請求</u>を行ったときは、<u>当該請求</u>をもって、前項に規定する<u>請求</u>に代えることができる。 3 第2条第3項本文の規定は、部分休業の承認の<u>請求</u>について準用する。	（部分休業をすることができる非常勤職員） 第11条の2 条例第21条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、第2条の2各号に掲げる<u>者とする。</u> （部分休業の承認の<u>請求等の手続</u>） 第12条 部分休業の承認の請求、<u>育児休業法第19条第2項の規定による申出及び第3項変更（次項及び第3項において「請求等」という。）は、部分休業簿（様式第5号）</u>により行うものとする。 2 職員は、<u>部分休業簿</u>に記載すべき事項を電子計算組織に登録し、当該電子計算組織を利用して部分休業の承認の<u>請求等</u>を行ったときは、<u>当該請求等</u>をもって、前項に規定する<u>請求等</u>に代えることができる。 3 第2条第3項本文の規定は、部分休業の承認の<u>請求等</u>について準用する。

様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号（第12条関係）

（第 1 面）
部分休業簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ② 1 年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内
	月 日		

3 変更（第 1 回目）	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(所属長の確認)	決裁
	月 日					

3 変更（第 2 回目）	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(所属長の確認)	決裁
	月 日					

4 備考	
------	--

- （注） 1 この部分休業簿には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書、住民票謄本等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「1 請求に係る子」欄の続柄等には、請求に係る子が育児休業法第 2 条第 1 項において子に含まれるものとされる者に該当する場合は、その事実について記入すること。
- 3 第 1 号部分休業の承認の請求の場合は第 2 面を用い、第 2 号部分休業の承認の請求の場合は第 4 面を用いること。
- 4 第 1 号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第 3 面に記入すること。

(第2面)

第1号部分休業の承認の請求の場合
年度

整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間			※ 請求月日	※ 請求者 の確認	承認 の可否	決裁		備考
	月 日	毎日／ 曜日等	時 間				所属長の 確認		
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

(第3面)

第1号部分休業の承認の取消しの場合

年度

整理 番号	※ 部分休業の承認の取消しの期間										※ 請求者 の確認	決裁		備考	
	月 日					時 間						所属長の 確認			
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
11	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
12	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
13	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
14	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
15	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
16	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
17	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

(第4面)

第2号部分休業の承認の請求の場合
年度

第 2 号部分休業の時間数															時間	分					
整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間										※ 請求 時間数	※ 残時間数	※ 請求月日	※ 請求者 の確認	承認 の可否	決裁		備考			
	月 日					時 間										所属長の 確認					
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
11	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
12	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
13	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
14	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
15	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
16	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
17	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
18	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
19	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			
20	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日			

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。